

人と動物の共生する島 久米島

動物を飼っている皆さんへのお願い

最後まで責任をもって飼いましょう

動物を養う、飼う」という事は、エサを与えるだけではありません。むやみな繁殖を防ぐ為の不妊手術はもちろん、感染症予防など必要な医療や、躰など適切な飼育を行い、その動物が一生を終えるまで面倒を見る事が飼主の義務です。

日本で飼養されている猫の平均寿命は、10歳以上と推定されています。猫を飼うのであれば、自分のライフスタイルの少なくとも10～20年先まで考えてから飼い始めましょう。

いずれは介護が必要になるかもしれないことも考慮し、最後まで面倒をみられるか、万が一自分が飼えなくなった場合に自分に代わって面倒を見てくれる人がいるかなどをよく考え、「飼わない」ということも責任ある選択肢の一つだと認識しましょう。

そして、一旦飼ったならば、家族の一員として、その動物が命を終えるまで適切に飼養（終生飼養）することが大原則です。

自宅や職場で毎日エサを与えているのであれば、それは「飼猫」です、飼主の義務が発生します。「飼う」つもりがないならば、里親を探すなど検討してください。
※殺処分は違法な行為です。

「動物を捨てること＝遺棄」は、動物の愛護及び管理に関する法律で禁止されており、罰則（1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）の規定があります。



動物愛護管理法第44条第3項

野良猫？飼猫？

久米島では、自宅敷地内などで、継続的に給餌給水等の世話をしているにもかかわらず、所有・占有の意思を持たずに「うちの猫じゃない！これは野良猫だ！」と主張する方が一定数いらっしゃいます。

飼猫には繁殖抑制の努力義務がありますが、野良猫だと主張する猫にエサを与えている人には、その義務は発生しないのでしょうか？誰がその猫を管理すべきでしょうか？行政？ボランティア？島内には推定2,000頭の猫がいます、その全ての猫を、行政・ボランティアだけで管理する事は不可能です。

今、久米島では、エサを与えている人も、与えていない人も、この問題に興味を持ち、意識を変える事、みんなで少しずつ協力をする事が求められています。

島民1人1人が、目の前にいる猫に責任を持ち、管理が出来れば、たちまち猫の問題は解決すると考えます、ご協力お願いいたします。



イラスト：小林 啓子



適切な飼育方法を正しく理解し、
島民も動物も互いに健やかに暮らすことの
出来る環境を目指しましょう！

環境保全課 ☎ 985-7126 Fax 985-7120

2023(令和5年)12月号 発行/久米島町役場 編集/久米島町役場総務課 TEL.098-985-7121 FAX.098-985-7080

久米島町役場ホームページ <http://www.town.kumejima.okinawa.jp> FMラジオ/ラジオ広報ハイサイくめじま 平日午前10時～11時・午後5時～6時[再放送]